

2021 年 2 月 25 日

持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年日本国内委員会 規 約 (案)

【委員会設立趣旨】

2017 年 12 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年（以下「国連海洋科学の 10 年」という）」が 2021 年 1 月 1 日より開始された。2020 年 12 月の国連総会海洋及び海洋法に関する包括決議において感謝とともに留意された国連海洋科学の 10 年実施計画では、第 104 条において、国内のステークホルダーの参画、海洋科学に関する様々な情報へのアクセス強化等により、国連海洋科学の 10 年に関する国レベルでの貢献を促すために、各国において国連海洋科学の 10 年国内委員会を立ち上げることが推奨されている。日本においても、国連海洋科学の 10 年に係る活動について、多様なステークホルダーの参画と産学官民連携の促進、ステークホルダー間のデータや知見の共有、各種行事等に関する情報共有、国連海洋科学の 10 年において取るべき方向性に関する関係者の合意形成等を図るため、日本国内における国連海洋科学の 10 年の推進及び連絡調整機能を担う協議体として本委員会を設立する。

（目 的）

第 1 条 我が国における国連海洋科学の 10 年に関わる取組の適切かつ効果的な推進のため、国内外での関連活動についての議論や取りまとめを行い、広くその結果を発信するため、「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年日本国内委員会」（Japanese National Committee for the UN Decade of Ocean Science for Sustainable Development）（以下「委員会」という。）を設置する。

（活動内容）

第 2 条 委員会は、次に掲げる活動を行う。

- 一) 国内・地域間・国際レベルにおける多様なステークホルダーを分野横断した協働イニシアティブの推進及びこれに係る連絡調整に関すること。
- 二) 日本における国連海洋科学の 10 年に関する年次報告書及び定期報告書等の作成に関すること。
- 三) 国連海洋科学の 10 年の取組に関する認識と関心を高めるための普及啓発及び広報に関すること。
- 四) その他委員会での対応が必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会の委員は有識者及び関係機関を代表する者で構成し、別添のとおりとする。また、委員の過半数の賛成によって委員を追加することができる。

(議事)

第4条 委員の互選により議長（又は共同議長）を選出し、議長が議事を進行する。なお、議長が議事の進行等のために適当と認めた場合は、委員以外の者を会議に参加させることができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、日本海洋政策学会及び公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所が行う。なお、グローバルレベルで国連海洋科学の10年の調整機能を担うユネスコ政府間海洋学委員会（UNESCO-IOC）との連絡・調整については、日本ユネスコ国内委員会（科学小委員会政府間海洋学委員会（IOC）分科会）事務局の文部科学省国際統括官付が行う。

(その他)

第6条 委員会は、その目的のために必要と認められる期間、本規約に基づき活動を行う。また、本規約の改定ならびに必要な事項については委員会にて審議し定めるものとする。

別添

持続可能な開発のための国連海洋科学の10年日本国内委員会

委員（案、五十音順）

（2021年2月25日）

植松光夫	埼玉県環境科学国際センター総長
坂元茂樹	日本海洋政策学会長
角南篤	笹川平和財団理事長
田口康	文部科学省国際統括官（手続中）
道田豊	東京大学大気海洋研究所教授